#### 休眠預金等のお取り扱いについて

お客様各位

京都信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年(2018年)1月1日から施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に基づき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金(以下、「休眠預金等」といいます。)につきましては、平成31年(2019年)以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お 客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

### <休眠預金等の定義>

#### 1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日 等から10年を経過した預金等をいいます。

#### 2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

## 3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

# (1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は次頁のとおりです。

預金等の種類	許可を受けた事由
当座預金	下記①、②、③、④、⑤に掲げる事由
	※①は証書を除く
	※③は(c)、(d)、(e)を除く
	※⑤は継続的な契約により発行した残高証明書の
	到着に限る
普通預金	下記①、②、③、④、⑤、⑥に掲げる事由
	※①は証書を除く
	<b>※</b> ③は(e)を除く
	※⑤は継続的な契約により発行した残高証明書の
	到着に限る
貯蓄預金	下記①、②、③、⑤に掲げる事由
	※①は証書を除く
	※③は(c)、(d)、(e)を除く
	※⑤は継続的な契約により発行した残高証明書の
	到着に限る
通知預金	下記①、②、⑤に掲げる事由
	※①は証書の発行のみ
	※②は残高証明書の発行依頼に限る
	※⑤は継続的な契約により発行した残高証明書の
	到着に限る
納税準備預金	下記①、②、⑤に掲げる事由
	※①は証書を除く
	※②は残高証明書の発行依頼に限る
	※⑤は継続的な契約により発行した残高証明書の
	到着に限る
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	下記①、②、③、⑤に掲げる事由
	※②はインターネットバンキングを利用した残高
	照会および残高証明書の発行依頼に限る
	※③はお客様情報の変更および (e) に掲げる事
	由のみ
	※⑤は継続的な契約により発行した残高証明書の
	到着に限る
自由金利型定期預金 (大口定期)	同上
変動金利定期預金	同上
期日指定定期預金	同上

預金等の種類	許可を受けた事由
自動継続自由金利型定期預金(M型) (スーパー定期)	下記①、②、③、⑤、⑥に掲げる事由
	※②はインターネットバンキングを利用した残高
	照会および残高証明書の発行依頼に限る
	※③はお客様情報の変更および (e) に掲げる事
	由のみ
自動継続自由金利型定期預金	同上
(大口定期)	
自動継続変動金利定期預金	同上
自動継続期日指定定期預金	同上
定期積金	下記①、②、⑤、⑥に掲げる事由
	※①は証書を除く。
	※②はインターネットバンキングを利用した残高
	照会および残高証明書の発行依頼に限る
	※⑤は継続的な契約により発行した残高証明書の
	到着に限る

- ①お客様の申出による預金通帳または証書の発行(再発行も含みます)、記帳若しくは繰 越
- ②お客様による残高照会(ATM<当座預金については当金庫ATMに限ります。>・インターネットバンキングを利用した残高照会、取引履歴照会、および残高証明書の発行依頼に限ります。)
- ③お客様の申出によるお客様情報の変更、および以下のご契約内容の変更
  - (a) 当金庫ATMを利用した以下の変更手続
    - ・ご利用限度額変更
    - 暗証番号変更
  - (b) キャッシュカードの発行(再発行も含みます)
  - (c) キャッシュカードによるデビットサービス、口座振替受付サービスの利用
  - (d) 普通預金の口座種類変更
  - (e) 定期預金の媒体変更
- ④お客様による当該口座を借入金の返済に利用する旨の申出
- ⑤お客様による当該預金等に係る情報の受領(ただし、自動継続定期預金の「満期案内DM」到着、継続的な契約により発行した残高証明書の到着に限ります。)
- ⑥総合口座の普通預金 (無利息型を含みます)、定期預金、または定期積金に、上記 (1) および①~⑤に掲げる事由の全部または一部が生じたこと